

アメリカ連邦所得税法における株式配当 (STOCK DIVIDEND)の課税問題

石 島 弘

1. はじめに

日本の商法は、法人内に配当可能利益がある場合に新に発行する株式でもって現金配当にかえて利益配当をすることを認めている。① 学説上株式配当が利益配当に当るか否かについては見解の対立する。多数説は、その理解の仕方は多岐にわたるが、株式配当を法人の利益配当と解している。② 所得税法は法人の利益配当を配当所得として課税し、株式配当も現金配当と同じく利益配当として課税の対象とする。③ 判例は所得税法中の利益配当概念は商法の前提とする利益配当の概念と同一観念を採用していると解している。④ しかし株式配当を課税所得とする法制は比較的には異例であり、⑤ドイツ、⑥イギリス、⑦アメリカなどではその所得性を原則として否認している。本稿は、そこで、アメリカ連邦所得税法において株式配当 (stock dividend) をどう扱っているかを調べ、検討することを目的とする。

① 商法第290条、第293条の2

② 竹内昭夫・会社の計算、注解会社法(6)(昭和45年)294頁以下

③ 所得税法第293条①、竹内・前掲論文319頁、午田口実・所得税解義(昭和45年)78頁

④ 地才、昭和31.11.28、昭和30(行)108、源泉徴収所得税決定無効確認請求事件一行集7巻11号2816頁、東京高裁、昭和34.10.27、昭34(ネ)402、源泉徴収所得税並に加算税決定取消請求控訴事件一行集10巻10号1964頁、最高裁第二小、昭和35.10.7、昭和35(

裁)54, 源泉徴収所得税並に加算税決定取消請求事件—最民14巻12号2423頁

- ⑤ 竹内・前掲論文 320頁
- ⑥ ドイツでは資本増加価値は課税されるが、株式配当は剰余金の資本組入に伴う株式分割とされ非課税 Eustice Seligman, Implications and effects of the stock dividends decision, Columbia Law Review (vol. 21, 1921) P. 316, 竹内昭夫. 西ドイツにおける株式配当, 無償交付と課税について, 旬刊商事法務研究(第173号, 昭和35年)331頁
- ⑦ イギリスでは資本増加価値は非課税であり、株式配当の理解についてはアメリカと同じといえる。Robert Murray Haig. the concept of income — Economic and Legal aspect, the Federal Income Tax — Columbia Tax Lectures (1921) P.7. 大原一三・配当課税をめぐる諸問題(2), 税法学(第52号, 1955)9頁

2. 制定法と判例の変遷

アメリカは裁判所の判例の中に第1次的法源を求め、実定法の解釈の判例にも判例拘束性を認める判例法主義国であるから、株式配当の理解についても先ず判例や実定法の調査から始めなければならない。

米国連邦憲法は、人頭税その他の直接税は、各州の人口に比例し国勢調査もしくはその他の人口算定に準拠した計算に基づく割合によるのでなければ賦課することはできない旨①、規定していたので直接税の賦課徴収は困難であった。② そこで、所得税を賦課徴収するにはこの人口比例原則の制限を排除する必要がある、1913年に修正第16条が憲法に修正条項として追加された。同条は「連邦議会は、いかなる原因から得られる所得に対しても、各州の間に配分することなく、また国勢調査もしくはその他の人口算定に準拠することなしに所得税を賦課徴収する権限を有する。」と規定し、所得税はその所得の生ずる源泉のいかんを問わず、人口の割合

で配分することなしに賦課しうることになった。この規定が無数ある連邦所得税法に關する制定法の源泉である。

1913年（即ち修正第16条発効の年）の内国歳入法典（Internal Revenue Code）は法人の利益配当を課税する規定を置いたが、特に明文の株式配当規定を置かなかつた。株式配当が利益配当に該当するか否かの解釈の余地が残つたわけである。税務行政機関は株式配当を利益配当と解し、株主は反対に解して見解が対立した。最高裁判所はTowne v. Eisner^③で株主側に軍配をあげ次のように判示した。この事件は普通株主に対する普通株式の配当である。「株式配当は会社資産を實際何等移行させるものではなく、株主の持分（share）に何等付加するものでもない。会社資産は減少せず、また、株主の持分も増加しない。……各株主の比例的持分は配当前と同じ状態で何等変化しない。

何等かの変化が生じたとするなら、それは、新株式の発行前に旧株式だけで表証した持分と同比率の比例的持分を新旧株式が合体して表証する証拠が交付されただけである。旧株式だけで表証していた持分を新旧株式で表証するだけのことである。」と。配当可能利益を配当せずに資本に組入れたことと同じことであり、株主は紙きれにすぎない株券を得ただけで實質的には何も得ていず、株式配当は資本そのもので資本が生み出した所得ではないから利益配当ではないとした。

1916年の内国歳入法は株式配当を課税する明文の規定を置いた。この条文に基づいて、普通株主の普通株式配当受領についてその分の所得税を税務機関が課税したところ株主は、株式配当は資本そのものの増加を示すもので個人の所得を構成するものではないから、株式配当課税の同規定は非所得に所得税を課すことになり違憲無効であると主張した。これが有名なEisnerにMacomber^④で、最高裁はこの判決の中で、原告の主張を認めて株式配当は憲法上所得を構成しないと次のように判示した。所得（income）は「資本（capital）、労働（labor）、又はこの両者の結合によつて生み出される利得（gain）である。但し所得は資本の売却又は交換で生ずる稼得利益（Profit gained）も包含する」とし更に、利得は「投下資本の価値の増大又は増加をいうのではなく、投下資本、又は使役において、

財産を通じ又は資本から分離して交換可能な価値を有する収入，利益でなければならず，入ってくるものであり，（何等から）出てくるものでなければならぬから，收受人（納税者）においてそれを分離して，使用，収益，処分しうる程度にまで收受又は取出し可能なものでなければならぬ。」と資本と所得の区別を強調した。これが所得の realization の問題である。

1921年の内国歳入法典は Macomber 判決に従い，株式配当を非課税にする条文を規定した。しかし1936年の Koshland に Helvering^⑤は株主の「旧株式保有と異なる持分をもたらす株式配当は所得を構成する」と判示したため，ある種の株式配当は憲法上所得課税が可能になったわけである。結局1921年後の株式配当を非課税とする規定を15年経って判例で修正された形になるが，裁判所は先例の Towne ケース及び Macomber ケースの両者とも普通株主に対する普通株式配当を所得として課税対象にならないとした判例と解し，1921年法が非課税にする株式配当は株主の持分に変化をもたらさない，例えば Towne ケースとか Macomber ケースにおけるような普通株主に対する普通株式配当等を指称するものと判断したと思える。^⑥

1936年の内国才入法は株式配当の地位を混乱させることになる。「法人の株主に対する自己株主配当又は自己株式引受権の分配は，それが株主にとって憲法修正第16条が認める範囲の所得を構成しない場合には，その範囲で配当として扱わない。」と規定した。しかしどの種類の株式配当が「その範囲」に当たるか全く不明であることから，最高裁は株式配当の種々のタイプを検討し「その範囲」に入っている株式配当と入らないものの種別をしなければならなくなった。それについて無数の判決を下しているが，最高裁が採っている所得評価基準は Koshland ケースの比例的持分変化のテストであり，最高裁が Towne ケース以来株式配当の所得非所得判別基準に比例的持分のルールを気持として持っていることがわかる。しかし，このルールによる所得性判定は複雑且つ困難でしかも基準性も弱く，^⑦ 納税手続だけでなく徴税手続にも不便且つ煩雑であり更に納税者の担税力の観点からも合理的とは考えられない。

そこで、1954年の所得税法大改革に伴い、「株主の持分が法人の中に留る限り課税すべき適切な機会はないから、株式配当が株主の比例的持分を変化させるか否にかかわらず課税すべきではない。」⑨との理由で1921年法の規定にもどり、内国才入法典は「法人の自己株式配当又は自己株式引受権の分配は課税しない。」と規定した。1921年法の非課税の原則に戻った理由は1936年法の株式配当の扱いが混乱をまねいたので課税対象を明確化したいためでそれには比例持分のテストを放棄し簡略化する必要があった。この1954年法が現行の内国歳入法典である。この規定には当初二つの例外規定があり、株式配当に比例的持分に変化を生ぜしめる配当でも非課税とされていたが、1959年の租税修正立法（The Tax Reform Act of 1969）でこの例外の範囲が著るしく拡大され、原則は株式配当を非課税としながらも、比例的持分に変化をもたらす株式配当を限定列举で課税所得としている。⑧ 課税される株式配当の数は多くなったわけである。

1969年2月10日現在に遡及適用で課税される株式配当は次の通りである。

- ① 株式配当時に株主が現金配当か現物配当のどちらかを選ぶ選択権を有する場の株式配当
- ② 分配が不均衡（disproportionate）をもたらす場合即ち一部株主に現金配当又は現物配当をなし、他の株主に株式による配当をする場合の株式配当
- ③ 一部株主に優先株式を配当し、他の株主に普通株式を分配する場合の株式配当。
- ④ 優先株主に対する株式配当
- ⑤ 転換優先株式による株式配当

①の課税株式配当は1954年法が制定された当初からある二つの例外（課税株式配当）のうちの一つである。この場合株主の自由意思で現金配当を受けることも可能だが全株主がすべて株式配当を選択する可能性もある。もし全株主がもれなく株式による配当を選択すれば株主の持分比例は変化しないことになり、Towne ケースやKoshland ケースの原則からすれば非課税になるべきである。しかし、現

実的には選択権の行使は二分されると思えるのでこの場合もやはり比例的持分に変化は生ずる。更に株主に選択権を与えることにより現金配当の道を開いているから株主の納税資金を心配する必要はなく、この点法制度は現金納税の原則にそっているといえる。しかし②の場合には①の場合の選択権のないケースであるから比例的持分に変化をもたらすことになり、このテストから課税の対象となることは当然である。③④及び⑤の場合には一部株主を優利に扱うことによりこの場合にも株主の法人の中に有する比例的持分は変化することになり、比例的持分のルールから論理的帰結として課税株式配当となる。

1954年から1969年までは株主の比例的持分に変化を与える株式配当であると否にかかわらず株式配当は非課税としたが、1969年の改正でまたもとに戻ったことになる。即ち課税される株式配当の範囲が広がった。しかし1936年法時代の混迷当時と違う点は課税対象とされる株式配当が税務機関や裁判所の自由な判断に委ねられるのではなく立法機関が法律でもって限定列挙している点である。

- ① アメリカ連邦憲法第1条2項3節及び第1条9項4節
- ② これまでアメリカ連邦政府において実際に所得税が賦課徴収されなかったのではない。連邦政府が賦課する直接税は各州間に人口の割合に応じて配分されなければならなかったが、直接税とは人類税や土地・建物税等に限定され、人口の割合に応じて配分することが困難な税は直接税とは解されない傾向があつて、結局所得税は直接税とは解されず即憲法規定を回避する形で賦課徴収されていた。1794年法は運送業者の乗物に課税としていた (*Hyltons v. United States*, 3 Dall 171, 1796) し、1864年法は個人の定期収入に課税していた (*Sprangler v. United States*, 102 U.S. 586-1880) ところが1895年に所得税は直接税だからそれを賦課徴収するには人口の割合に応じて配分しなければならないとする最高裁の判決が出た。 *Pollock v. Farmers Loan and Trust Co.*, 158 U.S. 601 (1895) である。

1894年の所得税法は4000ドル以上の所得に対して20%の所得税を賦

課したが、所得には土地からの所得も包含されていた。これまで土地税は直接税と解されていたので、最高裁は不動産（本件では土地）からの所得に課税することは不動産それ自体に課税することと同じく直接税課税であるが、直接税課税には人口比例原則の要件があり、この要件を具備しない1894年法は違憲無効であると判示した。しかし政府は財源拡大の必要があったから人口比例の原則の要件を排除するため修正第16条を憲法に追加することにした。

- ③ 245 U. S 418 (1918)
- ④ 352 U. S 189 (1920)
- ⑤ 298 U. S 441 (1936)
- ⑥ Eustice Seligman (supra. P. 319) は macomber 判決によれば優先株主に対する株式配当も所得を構成しないとしている。
- ⑦ Charles L. B. Lowndes. the taxation of stock dividends and stock rights, university of Pennsylvania Law Review (vol. 96, 1947) P.154, Edward H. warren. Taxability of stock dividends as Income, Harvand Law Review (Vol.33, 1920) P. 899
- ⑧ Id.
- ⑨ Leslie M. Rapp. Some recent Developements in the concept of taxable Income, Tax Law Review (Vol.11, 1956) P. 347
- ⑩ Prentice-Hall, 1970 Federal Tax course, Special supplement Special supplement, Concise Explanation of the Tax Reform Act of 1969, P. P. 64-66
- ⑪ 注⑥参照

3. 株式配当の所得性

株式配当は法人の利益 (earnings and profits) を設備投資等に利用して現金配当が不可能である、債務を社外に求めずに増資する、その他法人資産の社外流出を防止する、などの目的で、現金配当にかえてする自己株式の交付である。①

既にみたように株式配当の扱いについては立法機関だけでなく税務当局及び裁判所も苦悩してきた。これは株式配当の理解に差があることを示すものである。

しかし株式配当が所得性を有するか否かは所得をどう理解するかによって大きく左右される。所得を個人の現実的支配可能性の観点から理解するか、形式的評価可能性の側面から把握するかでわかる。株式配当の所得性を検討する前に所得概念について概観する。

Seligman②は、所得と資本の関係を説明し、資本は所得の源泉で一時的な富の蓄積であり、所得は資本の果実で一定期間における富の流出であるとする。そして所得である果実はリンゴ (果実) が木からもぎとられてはじめて木から独立して使用、収益、処分し、交換可能な価値を有し、所得となるのと同様に、資本から分離されてはじめて所得となる。そして純所得は資本を変形することなく資本から分離したものであるとする。

Simons③は所得を定義して「一定期間における (a) 消費のために行使された権利の市場価値と (b) 財産権の価値の変化の和である。」とし、それは期末の資産に期中の消費を加え、期首の資産を引いて得たものであると換言する。Haig は経済概念の所得 (economic income) を「二時点内で個人に経済力を生ぜしめる金銭的価値の純増加である。」と、定義する。④ 更に課税所得 (taxable income) については課税技術上可能な限り経済的所得概念に接近するように理解すべきであるが、経済的価値評価の基準が確立されず、合計慣行上及び税務行政上も所得の評価基準を確立していないから、両概念には相違があるとしている。⑤ 経済的価値は評価可能な限り課税すべきとする見解だと思える。

1864年、1894年及び1913年の所得税法は課税所得を包括的に個人の定期利得 (gains)、利益 (Profit) 及び収益 (income) とし、「源泉のいかんを問わず…… (所得源泉を例示) 等から生ずる利得、利益及び収益を含む」という形で扱っている。現行法である1954年の内国才入法典第61条は総収入 (gross income) を「別途定める場合を除き、源泉のいかんを問わず次に掲げる各項目を含む (但し、これ等に限定されない) すべての源泉から生ずる所得をいう。」と包括的に規定するが、更に具体化するため課税所得項目を例示列挙し、第101条以下で「別途定める場合」に当る非課税所得項目を限定列挙している。所得規定は内国歳入法典では非課税所得項目が列挙されて比較的その内容は具体化されているが、憲法修正第16条の規定と大差なく包括的であることがわかる。

Eisner v. Mcombeer は所得概念の標準を示す有名な判例で、株式配当が憲法上株主の所得となるかについて判断したケースである。この判決の中で最高裁判所は資本と所得の関係を述べて憲法上課税しうる所得は (資本から) 分離による実現された利得 (realized gain) でなければならないとし先にみた Seligman と同じ見解をとっている。そして株式配当は実現利得 (realized gain) ではないから課税所得ではない^⑦と判示した。しかし、この判決が資本からの物理的分離を強調し所得要件とする realization の原則は、判例、学説でも次第に経済的利益増加の形式的な評価基準と解する傾向にあり、評価可能な経済的利益(富の増加)は、租税平等の原則や財源拡大の目的から原則として課税する。しかし経済政策上特に税法が非課税にしている、徴税・納税手続上時間的経済的観点から課税しても効果があがらない、社会政策上非課税が好ましい等の理由がある場合に経済的利益の発生があっても課税所得とはしない傾向にある。^⑧ このような所得概念把握の中で株式配当は株主において所得の発生とみることができるか。

Towne v. Eisner で最高裁は、株式配当は株主の法人内における比例的持分に変化を与えないから所得を構成しないと比例的持分のルールを株式配当の所得性判断のテストとした。しかし、Eisner v. Macomber ではTowne ケースに基礎しながらも個人 (株主) の現実的支配可能性の面から所得を扱え、株式配当は法

人の蓄積利益の資本組入であり、株主は現実に支配しうる何物も収受していないとして所得性を否定する。法人と株主の関係は互いに独立した法人格を有する存在であるから、法人が稼得した利益は法人の利益であり、株主個人の利益ではない。それが株主の所得とされるためには法人資産から利益が分離され株主個人の手に移行されなければならない、と最高裁は次のように説明している。「株式配当は単なる帳簿上の操作にすぎず、法人の一般資産から何等かの法人資産を分離、分配するものではないから利益配当ではない。それは法人の蓄積利益から生ずる株主の資本利益の仮定的増加を表示する株券の分配にすぎず、しかもこの資本利益の増加も営業の中に吸収されてしまい、株主がそれを分離し引出すことはできないし、分配を受けることも実際不可能になっている。……株式配当をしても法人の債権、債務関係に何等変化は生じず、単に法人の（利益配当）義務を形式的に履行したもので、貸借対照表上の操作をもって“剰余金”を“資本金”に変容させ保有株式数を増加させたものである。であるから株主の法人内における株主の持分は変化しないし、他の株主の持分が増加することもない。新株券の発行でその分株式数は増加するが、そのために各株式の価値が減少することもない。株式配当は法人の蓄積利益の資本組入であり、株主に対する利益配当ではない。……最も本質的且つ決定的要素は（株主の経済的利益が）法人の資産に組入られたために株主がそれを法人資産から分離して使用、収益しえないことである。」株式を配当しても発生した経済的利益はそのまま法人内に留るから法人資産は減少しない。法人資産が減少しないことは法人から資産が他の人格に移転しないことを意味する。即ち法人と独立した人格である株主に資産の移転はないから株主に所得の発告を認めることはできないわけである。しかし法人を単なる個人の営利活動の手段であるとして組合関係と同視すれば、法人に利益が発生すると同時に個人（株主）に所得が生じたと考えられることは可能である。これは法人擬制説の立場であるが、Macomber ケースで少数意見を述べる Brandeis は法人を株主と独立した人格とは認めず、個人の法人内蓄積利益即ち未分離収益（undistributed profit earned）も株主の所得であるとしている。しかし法人の人格を否定してその中に混在する未分離収益を株

主の所得としても各株主の利益が特定されないから課税することは不可能である。Brandeis はこの点について、各株主の稼得利益が合理的判断で評価しうる何等かの形に具現すれば便宜上その時点で課税すればいいとし、資本の増加と資本から生ずる所得との区別を重視せず何等かの経済的利益が発生し、それが形式的に評価可能であれば課税所得であるとする。この見解からは、株式配当はその表示額で株主の稼得利益を明確に特定しているから課税所得となる。しかし特定さえできればそのまま所得税として課税することには理論的にも問題はあらず。所得税は取得税であり財産税ではない。株式配当は資本から所得への変質のエッセンスである経済的利益の移転がないと解され資本そのものの増加を表示するものにすぎないといえるから株式配当課税は資本そのものの課税であり財産説である。

法人の利益配当は通常は現金配当や現物配当によってなされるもので、株式配当は例外的方法であるが、この通常配当は配当の時点で株主の所得として課税される。これは法人を単なる個人の利益獲得の手段としてその法人格を否定するものでないことを示すものである。法人実在説の立場から株式配当を現金配当と同時に新株式を購入したものと観念 (concede) し現金配当と観念的に同視することができる。また実際に現金配当してその直後に配当金分の株を購入させることもある。しかし税制は現金納税制をとっているから税法上所得は現実的に把握すべきである。配当株式を売却し現金化すれば現金配当と同じ結果になるとして株式配当課税を主張することもあるが、株式売却は親株式即ち資本売却であり、売却代金は資本から分離して得た所得ではなく資本売却による capital gain だから所得税の対象にはならない。

法人は自己保有他社株式でもって利益配当をすることがあるが、それは現物配当として課税される。株式配当 (自己株式配当) はこの種の現物配当に類似する。しかし自己株式配当は法人資産をその社員たる株主に配当する行為であるのに対し、現物配当の他社株式配当は法人資産とは独立の他社資産の配当であるから、自己資産の増加である株式配当 (自己株式配当) とは異なる。

Macomber 判決の中には株式配当の課税問題について様々な立論がなされており、この中に現在アメリカ及び日本ある様々な株式配当理論の議論を見出すことが

できる。しかし日本の商法学者の間ではアメリカでの少数説が多数説を占めている。即ち株式配当の所得性を認める説が多数説である。⑪

アメリカでも学者の見解は対立するが、経済学者は概して株式配当の所得を否認し法律学者は肯定している。⑫ その理由は経済学者は所得概念の中に所得発生のエッセンスとして realization を重視するからだと思える。株式配当の本質とその理解の傾向について知るためには realization について概観しなければならない。

macomber 判決のデシデンダイは、憲法上所得とは、所得を生み出す資本より分離され実現された利得でなければならないから未分離の資本増加価値は所得を構成せず所得税課税の対象にはならない、という点であった。所得は「投下資本の増加価値でなく、それを生み出す資本から分離して実現されたもの」でなければならないが、株式配当は「(株主の) 資本価値の増加を認め株主の富の増加を表示するが、同時に取引 (transaction) を通して株主に所得が実現していず、株主が何も収受していないことも証拠だてている。」として資本から所得が生じたとするには資本の増加価値が自由に独立して使用、収益処分しうる程に分離実現しなければならないとした。しかし所得を金銭による実現に限定せず、金銭的価値もしくは現金等価でも可とする見解もあつたし、会計慣行も金銭による実現を要求していなかつたから、この判決の realization の原則はきわめて所得を制限するものであつた⑬。たしかに沿革的には realization を現金収入又は現金による実現⑭と解されたし連邦所得税法も現金収入のみを所得と予定⑮していたこともある。しかし経済活動の複雑化、所得源泉の多様化に伴い、realization を現実の物理的分離とする理解は現実にそぐわなくなつた。本件で少数意見ではあつたが Brandeis が、realization を徴税技術の便宜の問題として、増加した経済的利益の評価が何等の形で特定できればその時点で課税所得と解したことは既にみた通りである。

1940年の Helvering V. Bruun ⑯は realization を現金的分離による実現とする判断を修正する判例であるとされる。⑰ 本件被告の納税者は、1915年に自己所得の土地を99年間賃貸する契約を締結した。契約条項によれば賃借人

が賃借後その土地に建物を建てた場合その建物は、何等かの原因で契約が解除されても土地の添付物として契約解除と同時に借借人（本件被告）の所有に帰属することになっていた。1929年賃借人は契物を建てたが、50年以上耐久力はなかったから途中で契約解除のない限り被告（納税者）の所有に帰属する可能性はなかった。しかし賃借人の地料不払が原因で1933年同契約は解除され、被告（納税者）は約定に基づき建物の所有権を取得したが、1933年の納税申告にあたり建物取得による経済的利益を所得として申告しなかった。ところが税務当局は、建物の市場価値分の所得を1933年に被告は得たとして課税した。被告は、これに対し、土地の価値増加（資本、財産の価値の増加）を認めたが、建物は土地の改良

（improvement）として土地に添加されたもので土地の一部を形成し合体して一つの資産となるとし、その増加価値は資本そのものの増加価値で、建物が売却されるまでは未分離だから所得ではないと抗弁した。

「経済的利得（gain）は必ずしもすべて課税所得となるのではなく、利得の実現は必ずしも資産の売却から生ずる現金である必要もない。利得は財産の譲渡、債務の免除、債務の軽減等からも生じるし、また、取引利益^⑩として発生することもある。利得が取引した財物の価値の一部であることは利得の実現がなされていないことを意味するものでもない。被告は取引の結果、評価可能な新築の建物が添加された自己所有地の返還を得ているから、改良（improvement）があったことで個人が収受した利益が課税対象になるか否かを判断する基準としてそれが元本資産から分離したか否かを考える必要はない。」として建物の市場価値を所得課税することは合憲であると判示した。未分離資本増加価値に所得税を賦課することを認めたわけである。^⑪ Surry は建物の添加による土地のその分の増加価値は、隣接する土地の改良により生ずる土地そのものの増加価値と同じで、本件で最高裁は資産の増加価値を“資産からの分離”をまたず課税することを認めていると本判決を読んでいる。^⑫ 彼は realization を Brandeis と同じ解釈で、資産の経済的増加価値は課税期間ごとに評価して賦課徴収すべきであるが徴税手続問題として技術的に不可能であり、また可能でも徴税費用の面から政策的に賦課しないだけのことと

している。

Helvering V. Horst ②も 1940年の判決で同じく realizationを議論している。③ 利礼 (interest coupon) 付の流通証券をもっていた父親が、利礼を満期前に息子に贈与したところ、利礼分の価値に所得課税された事件である。

Mcomber ケースの realization の原則によれば利礼は満期時に現金化されるまでは証券の一部で資本の増加価値であるから課税対象にはならないことになるが、最高裁は本件の判決で利礼の贈与時に所得の発生があったものとして課税を認めた。Bruun 判決と同様に Horst 判決の理解についても識者の間に見解の対立はあるが、株式配当、土地に添加された建物と同様に利礼も資本の増加価値が明確に評価可能な形で特定されていることから課税が認められていることに違いない。

税務当局は④この二つの判定について「最高裁判所は Horst ケースで realization を税務行政における便宜の問題だとし、Bruun ケースで、増加価値が売却又は交換前に課する方が税務行政上便利であれば売却又は交換による realization をまたずに課税することを認めている。

……最高裁判所はこの二つの判決で、realizationを経済的利益の評価、徴税手続の簡略化のための行政的メカニズムと理解している」と判断している。realizationを所得課税を公正且つ効果的にするための基準で、行政上の便益のための基準であると解しているわけである。所得を個人の現実的支配可能性のある経済的価値だとする見解は法人利益と個人利益をある時点で区別する法人実在説をとり、realizationを現実的分離による実現と解するから、株式配当を法人資産から未分離を理由にその所得性を否定する。しかし所得を形式的評価可能性の観点から把握する見解は法人擬性説の立場で realizationを経済力の増加の評価基準であると法人の経済的利益の稼得と同時に株主に所得発生を認めるから、株式配当を課税所得だと解する。realizationの考え方が後者の傾向にあることが判明したわけである。

- ① Prentice-Hall, Federal Tax Course (1970) P. 170
- ② Edwin R. A. Seligman, Are stock dividends income? The American Economic Review (vol. X, NO. 3 1919) P. 522
- ③ Henry C. Simons, Personal Income Taxation (1938) P. 50
- ④ Haig, supra P. 7
- ⑤ Haig,
- ⑥ Roehner, supra P. 175
- ⑦ Id
- ⑧ Edwin S. A. Seligman, Introduction-The Problem in general, The Federal Income Taxation, Columbia Income Tax Lecture (1921) P. X Haig supra P. 15 Note, the supreme courts Apparent abandonment of a definitive concept of Taxable Income Harvard Law Review (vol. 45, 1932) P. 1076, Donald B. Marsh. the Taxation of imputed Income, Political, science Quarterly (vol. 58, 1943) P. 52, Rapp, supra P. 371, Mark A. Hashell and Joel Kauffman. Taxation of Imputed Income—the Bargainpurchase Problem, National Tax Journal, (Vol. XV 11, 1964) P. 240
- ⑨ Massachusetts 州には古くからこのような慣行があった。例えば株主は配当を小切手で受けるが、その後直に小切手と株券を交換し小切手はその場で廃棄する方法である。
- Rand V. Hubbell, 115 Mass, 461 (1874),
Hyde V. Holmes, 198 Mass, 287 (1908),
Smith V. Cottind, 231 Mass, 42 (1918)
- ⑩ 株式配当を利益配当とする日本の多数説もその説明の仕方は多岐にわたるし、

所得の属性とされる realization のテストは議論の対象にされず、ほとんど観念的に扱われている。株式配当を次のように観念している。

1. 株式配当は現金配当と株式購入が同時になされたものと観念する。
 2. 株式配当は実際に現金配当直後株式を購入したものである。注⑨参照
 3. 資本の増加価値に配当性を認め、株式配当はその増加を示すものであるとする。
 4. 株式配当は株主の会社に対する持分を増加させると解し、その増加に配当の根拠を置き、株式配当はその増加を表証するものとする。
- ③と④は同じ考え方で会社資産を即株主資産とする。
5. 株式配当を現物配当と同額する。

このような多数説の株式配当の所得性肯定に対し、少数説は経済的利益又は任意準備金の資本組に伴う株式分割と解している。竹内・前掲論文参照

- ⑪ 日本税法は有価証券の譲渡所得は非課税になっているので株式配当を配当時に課税しないと永久に課税しえない（塩崎潤・株式配当の課税問題、産業経理 18巻13号、昭和33年 61頁）から非課税にすべきではない、といわれるのに対し、有価証券譲渡所得を非課税にすることが不合理であるから課税すべきと主張される。（竹内・株式配当・注釈会社法（6）、昭和45、320頁）
- ⑫ Thomas Reed Powell は古典的論文とされる stock dividends, direct taxes, and the sixteenth Amendment, - Columbia Law Review (vol. 20, 1920) P. 536 - の中で, macomber 判決は経済学的観点からは支持できるが、法律学的側面からはどうも行き結り (stalemate) を感ずる、と評している。経済学の Edwin R. A. Seligman は realization を資本が所得に変質するエッセンスであるとして株式配当の所得性を否定するが、その息子で法学者の Eustace Seligman は所得性を肯定する。Simons (supra P.P. 198, 199) は最高裁の理由づけには賛成しないが、株式配当を非課税とすることでは意見を一致している。

先にみたように法律家の Surry, Warren, Bittker (Boris I. Bittker,

Federal Income Estate and Gift Taxation 1964, P. P. 63, 64)も所得性を肯定している。Lowndes (supra P. 154)は株式配当を課税するか否かは政策的に決定し、どちらかに統一すべきとする。

⑬ Eustace seligman, supra P. 313

⑭ Haig. supra P. 14

⑮ Beher. supra P. 345

⑯ Roswell Magil The taxation of unrealized Income, Harvard Law Review (vol. 39, 1925) P. 82

⑰ 309 U.S. 461 (1940)

⑱ Roehner / Roehner. (supra P. 177)は被告が当該建物を取得した原因を土地の賃貸借契約という「商取引の結果」であり、その対価として現金にかえて現物給付を得たものであるから、realizationの問題を扱った判例ではないとしている。

⑲ Simons (supra P. P. 82, 83)は realizationを強調する者は取引利益 (Transaction profit) の中で所得を定義しようとするが、その観念で所得の内容 (conception) を把握することはできないといっている。

⑳ 注18参照

㉑ surry. supra P. 792

surry (supra p. 783)は「もし我々が Helvering v. Bruun を正しく解釈すれば この判決は我税法史の一時期に終止符を打つ」重要な判例であることがわかるし、この判決で mocomber 判決による realization の原則が廃棄されたとしている。

㉒ 311 U.S. 112 (1940)

㉓ Robert N. Miller. Gifts Income and of property: What the Horst case Decides, Tax Law Review (vol. 5, 1949) P. 1 は realizationの問題を憲法上の問題と考える者ではないが、Horst ケースを realizationに関する判例とも解していない。この判決を所得が贈与人と贈受人の許に帰属するを決める所得の帰属の問題を扱った判例だとしている。

- ⑭ seymour N. Mintz (財務省首席顧問官室主任弁護士) 。 Basis concepts of Taxable Income, practical aspects of Federal Taxation 16 (Part III. Bureau of National Affairs) cited by Roehner/ Roehner in supra p.325

結 び に

経済価値の増加は原則として課税対象にされるが、所得概念が経済・社会政策的見地から把握される傾向にあり、資本が所得へ変質するエッセンスとされる realization の概念も税務行政の便宜的価値評価基準と理解される。土地に添加された建建物、流通証券の利札と同様に株式配当も経済価値の増加を特定し表証するから課税所得とされることになる。この考え方は法人の株主から独立した人格を否認し法人の稼得利益を即株主の所得と理解するからである。経済的利益が発生すればそれが法人資産に組入れられていても、その持分は株券で特定・表証されるから所得を構成すると考える。所得も株主が現実利用できなくても、それを観念的に把握できれば所得税の賦課徴収を認めることになるが、それは現金納税制の建前にそぐわない。

法人は法制上その構成員たる経営者、株主及び債権者等とは独立した権利義務の主体であり、会計理論の多数説もそのように理解している。① また、理論的にも所得とそれを生み出す元本とは区別すべきであり、法人の利益を即株主の所得とすることは財産税と取得税を区別しないことになる。税法の現金納税制の建前から所得は現実的に把握すべきで、realization の概念も観念的に把握すべきではない。② 所得を観念的に把握すると納税者の経済生活の安定が期待できないからである。株式配当課税は税負担公平の原則の要請からも合理的とはいえないし③ 税務行政上も煩雑④である。

アメリカ連邦所得税法では株式配当を原則として非課税とする。しかし、株主の法

人内に有する比例的持分に変化生せしめる株式配当は限定列举して課税所得として
いる。

- ① 番場嘉一郎・株式配当 - 利益配当か否か, 実現収入か否か, 産業経理 (第18
巻3号, 昭和33年) 45頁
- ② Eustace Seligman (supra P.P. 321, 325, 329) は realization のテストを廃棄 (abolish) すれば株式配当の課税は可能だとする。
彼は realization を元本資産からの分離による実現だと解し取引による実現も前提にしない。
- ③ 竹内・前掲論文 (注釈商法) 331頁
- ④ Edward H. warren, Taxability of stock Dividend as Income,
Harvard Law Review (vol.33, 1920) P.899